

呉市ふるさと納税推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税の推進を図るとともに、呉市の魅力を全国に発信することを目的として、ふるさと納税を行った寄附者（第6条に規定する寄附者に限る。）に対し、呉市の地域特産品等を贈呈する呉市ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 呉市への寄附金（地方税法（昭和25年法律第226号）314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金に該当する寄附金に限る。）による寄附をいう。
- (2) 地域特産品等 次号に規定する協力事業者が提供する呉市の地域経済の活性化に資する商品及び役務（平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条において示された返礼品等の基準に該当する商品及び役務に限る。）をいう。
- (3) 協力事業者 地域特産品等の提供を行う地元事業者等（個人事業主を含む。）をいう。
- (4) 事業受託者 呉市との契約締結により、地域特産品等の調達及び当該発送等に係る協力事業者への連絡・指示、寄附者情報の収集・管理及び呉市への報告その他のふるさと納税制度の運用に関し必要となる業務（呉市が指定する業務に限る。）を受託する事業者をいう。
- (5) 寄附者 事業の実施年度において、呉市に対し、ふるさと納税を行った個人をいう。

(協力事業者の要件)

第3条 協力事業者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 法令等に沿った生産、製造及び販売等を行っている者で、呉市内に事務所又は事業所を有するものであること。
 - (2) 呉市税の滞納がないこと。
 - (3) 代表者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではなく、かつ、当該暴力団員等の統制の下にある者でもないこと。
 - (4) 呉市及び事業受託者と遅滞なく情報を交換できる状態にある者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、広島中央地域連携中枢都市圏を形成する市町の区域内において、その市町の同意を得て、共通の返礼品を取り扱う事業者は、協力事業者とする。
- 3 市長は、事業の実施のため特に必要と認める事業者を協力事業者として選定するものとする。

(ふるさと納税の申込み)

第4条 呉市に対してふるさと納税をしようとする者は、呉市ふるさと納税申込書

への必要事項の記入又はインターネット上の所定の申込みフォームへの当該事項の入力により、当該寄附申込みの手続を行わなければならない。

(ふるさと納税に係る寄附金の受納等)

第5条 市長は、前条に規定する寄附申込みの手続により、ふるさと納税に係る寄附金を受納したときは、ふるさと納税受領証明書を発行する。

(地域特産品等の申込み)

第6条 寄附者(災害復興支援金又はクラウドファンディング型ふるさと納税に係る寄附者及びこれらの寄附者以外の寄附者であって、市内に住民登録があるものを除く。以下同じ。)は、第4条の規定によるふるさと納税に係る寄附申込みに併せて、地域特産品等の提供を、当該寄附を行った年度に限り、市長に申し込むことができる。

(地域特産品等の贈呈)

第7条 寄附者へのお礼として、地方税法第314条の7第2項第1号に規定する返礼割合基準に示された割合を、寄附金の額に乗じて得た額の範囲内で決定した額の地域特産品等を贈呈する。

(地域特産品等の発送等に係る連絡・指示)

第8条 第6条の規定による地域特産品等の提供に係る申込みがあった場合、事業受託者は、別に定める方法により、可能な限り速やかに、その旨を協力事業者に連絡するとともに、地域特産品等の発送又は提供に係る指示を行う。

(協力事業者及び事業受託者の責務)

第9条 協力事業者及び事業受託者は、寄附者の個人情報に関して適切な管理を行うとともに、流出防止に努め、不正アクセス又は紛失、破壊、改ざん等の危険に対処しては、適切な安全対策を実施し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 協力事業者は、年度の中途においては、市長の許可なく地域特産品の変更を行ってはならず、やむを得ず地域特産品等の提供が困難となった場合は、事業受託者及び市長に、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

3 事業受託者は、当該受託事業の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 事業受託者は、当該受託事業の実施に関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

5 事業受託者は、この要領に定めるもののほか、委託契約に基づいて市長が指示する事項に従い、事故・トラブル等の発生に際しては、遅滞なく誠実かつ適切な処理を行わなければならない。

(関係書類の様式)

第10条 この要領に定める各種書類の様式は、別に定める。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和元年10月10日から実施する。

付 則

この要領は、令和2年10月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 この要領の実施前に改正前の本要領第3条の協力事業者の要件を満たしている者については、引き続き協力事業者の要件を満たしている者として取り扱うものとする。